

教育政策を各政党に問う

衆議院選挙をひかえ、衆議院に議席がある各政党に争点と思われる教育政策について質問状を送り、回答を寄せてもらった。自民党は回答拒否だった。

質問項目

- ① 教育の目的
- ② 現在の子どもの問題 (そうお考えになる理由と改善策も)
- ③ 教育基本法
- ④ 就学前教育のありかた、また国の支援
- ⑤ 子どもの学力ならびに学力調査
- ⑥ 子どもの体力ならびに体力調査
- ⑦ 一学級の人数の最低ライン
- ⑧ 「こころのノート」
- ⑨ 「日の丸・君が代」をめぐる内心の自由
- ⑩ 初等・中等教育とバウチャー制度導入
- ⑪ 教員免許更新制
- ⑫ 大学入試ならびに大学入試制度
- ⑬ 高等教育への国の支援 (たとえば国立大学の運営交付金・私立大学へのバウチャー制度の導入)

民主党

① 民主党の「日本国教育基本法案」では、教育は、人格の向上発展を目指し、日本国憲法の精神に基づく真の主権者として、人間の尊厳を重んじ、民主的で文化的な国家、社会及び家庭の形成者たるに必要な資質を備え、世界の平和と人類の福祉に貢献する心身ともに健やかな人材の育成を期して行う——ことを明記しました。

② 子どもたちが抱える問題は様々ですが、中でも親の所得・職業によって子どもの学びに差がつくなど、格差の世代間連鎖が起きていることが問題であると考えています。民主党は、すべての子どもがどんな家に生まれようと、その夢を叶えるチャンスを奪ってはいけないという決意のもと、すべての人の学ぶ権利を保障し、教育格差の是正に取り組みます。

③ 民主党の教育政策の集大成である「日本国教育基本法案」の主な内容は以下のとおりです。①何人にも「学ぶ権利」を保障する②普通教育の最終的な責任が国にあることを明記③幼児期および高等教育において無償教育の漸進的な導入を宣言④地方の教育委員会を発展的に改組した「教育監査委員会」を創設し、教育行政の責任を首長に移管する⑤教育予算の安定的確保のため、教育財政支出についてGDP(国内総生産)に対する比率を指標とする——などです。さらに、建学の自由、私立学校の振興、障がいのある子どもへの特別な状況に応じた教育、情報文化社会に関する教育、職業教育などの規定を設けるとともに、生命あるすべてのものを尊ぶ態度や、宗教的感性の涵養および宗教に関する寛容の態度を養うことを教育上尊重する規定を設けました。

④ 義務教育就学前の5歳児の就学前教育の無償化を推進し、さらに漸進的に無償化の対象を拡大することによって、保護者の教育費負担の軽減を図ります。

⑤ 子どもの学力や、体力の傾向を調査するのであれば、悉皆調査ではなく、統計学的には、抽出調査で十分だと考えます。学力調査は、毎年約50億円もかけて実施する意味はなく、その予算で教職員数を拡充するなどの措置を講じた方が、学力の向上には効果的

⑥ 子どもの学力や、体力の傾向を調査するのであれば、悉皆調査ではなく、統計学的には、抽出調査で十分だと考えます。

⑦ 教員が子どもと向き合う時間を確保し、教育に集中できる環境をつくるため、OECD先進国並みの教員配置(教員一人あたり生徒16.2人)を目指し、少人数学級を推進します。

⑧ 学校現場で「心のノート」は使用されていないなどの声もあることに加え、効果や成果の検証もなされておらず、国費投

入の妥当性は見出せません。

⑨ 憲法でも規定されているところであり、内心の自由は守られなければならない。

⑩ 今後の検討課題です。

⑪ 更新講習の効果が不透明であり、ただでさえ子どもと向き合う時間が足りないのに、教員の負担が増えるだけだと考えます。教育現場が疲弊するだけの内容であり、教員の質の向上は図れません。民主党は、教員が職責を全うできるように、教員免許制度を抜本的に見直します。教員数を拡充するとともに、教員の養成課程は6年制(修士)とし、養成と研修の充実を図ります。

⑫ 大学入試のあり方については、大学センター試験・大学入試そのものの抜本的な検討を進めます。

⑬ 「学生・研究者本位の大学」「創意ある不断の改革を現場から創発する大学」「社会に開かれ、社会と連携・協働する大学」を目指し、「象牙の塔」から「時代が求める人づくり・知恵づくりの拠点」として大学改革を進めます。その際、世界的にみて低い高等教育予算の水準見直しは不可欠です。また、産業振興的な側面ばかりでなく、学問・教育的な価値にも十分に配慮を行います。

自公政権が削減し続けてきた国立大学法人などに対する運営費交付金の削減方針を見直します。また、国立大学法人については、大学への文科省からの人事・財政面などへの関与が強まり、大学の自主性を損なっており、その再検討を進めます。

公明党

① 教育の目的は、教育基本法にもある「人格の完成」にあると考えます。

② 子どもたちが育つ環境には現在、複雑・多様な課題があり、中でも社会が本来持つべき教育力の低下が大きな問題であると思います。

③ 平成18年の教育基本法改正において、公明党は「教育の中立性・独立性」の重要性を主張し「政治的中立性」を堅持する内容を盛り込みました。また「個人の尊厳」や「人格の完成」などの基本理念を堅持しつつ、「教育の目標」に「勤労」や「生命」の尊重、「自然や環境との共生」「家庭教育」「幼児期の教育」「学校、家庭及び地域住民との相互連携」など、時代の変化に対応した内容を盛り込みました。そうした改正を行った現行の教育基本法に問題はないと考えます。

④ 公明党は、就学前3年間の幼児教育の無償化を主張しています。共働き家庭の増加など生活の形が多様化する中で、子育て支援という観点からも就学前教育の充実が図られるべきと考えます。

⑤ 学力調査は、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から各地域における児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために必要と考えます。

⑥ 子どもの体力低下が指摘される中で、体力調査や様々な運動、競技スポーツ等の振興を通じ、子どもの体力向上を図ることが重要と考えます。

⑦ これまで公明党は少人数学級やティームティーチングの推進などを主張してきました。学校の実情にあわせて柔軟な学級編成が可能となるよう環境を整備することが重要です。

⑧ 教育内容(「こころのノート」の内容)については、政治は中立的な立場を保つべきであり、政党の立場からお答えする性格のものではないと考えます。その上で配布については、学校等の実情にあわせた柔軟な対応ができるよう配慮が必要と考えます。

⑨ 国旗掲揚や国歌斉唱を児童・生徒の内心にまで立ち入って強制してはならないことは言うまでもありません。

⑩ 初等・中等教育段階におけるバウチャー制度の導入については、地域間・学校間の教育水準に格差が生じる、地域のつながりの希薄化を招く、過疎地では競争原理が働かない等の指摘もあり、慎重な検討が必要と考えます。

⑪ 教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることが目的です。その上で、制度の運用にあたっては、教職員の皆さまに過度の負担となることがないように適切な配慮が必要です。

⑫ AO入試の拡大や高等学校での教育の到達水準をもとにした適正な評価・選抜方法など、選抜の方法の多様化が重要であると考えます。

⑬ わが国の競争力の向上や、優秀な学生が経済的な理由から学習の機会が奪われることのないよう、高等教育への国の支援の充実が重要であると考えます。

共産党

① 現行教基法では「教育の目的」は結局、第2条にある「愛国心」等の徳目に収斂されます。「教育の目的」は、47年教基法のように、徳目の強制めきの、憲法の理想実現との関係で最低限必要な、「人格の完成(人間性の発達)」「平和的な国家及び社会の形成者」等にすべきです。

② 子どもの貧困、児童虐待、医療からの排除、学習や進学への格差、貧困の連鎖など、子どもの心身と社会を深く傷つけているからです。給付付き税額控除、子ども手当拡充、医療無料化、単親家庭への支援、親の責任が果たせる労働のルール確立、児童福祉施設の拡充、就学援助の拡充、学費負担の軽減をすすめます。

③ 憲法の精神に合致するよう見直すべきです。現行教基法は、国家が国民に一連の徳目を強制する点で、憲法19条「思想良心の自由」を侵害し、教育への権力統制を強める点で、憲法26条「教育の権利」に必要な教育の自主性を侵害しています。

④ 就学前は人格の土台を築く大切な時期です。ところが日本の就学前教育は、OECD平均の半分の予算、保育園の不足、保育の民営化や早期教育への傾斜など量質ともに深刻です。予算を引き上げ、すべての子どもに良質な保育を保障します。その場合は保育園、幼稚園、家庭や親グループなど多様であるべきです。

⑤ 財界等による低学力キャンペーンや授業時間延長は、本当の学力とは何かという冷静な議論を排除し、日本の知育を歪めています。PISAで日本がくみとるべきは、低学力層の増加、勉強嫌いの多さです。全国学力テストは中止します。

⑥ 体力低下の背景に、自然環境の減少や外遊びの減少があります。遊びは成長に不可欠な、子どもの権利です。人間発達の問題として総合的に検討し対策を進めます。体力の傾向を把握する調査は必要ですが、いっせいで競争をあおることは、教育を歪めるだけです。

⑦ 新しい国会で教員減を義務づけている行政改革法を撤

回させ、学級規模を30人以下にします。学力の面でも、「いじめ」解決など生活指導の面でも、少人数学級は有効です。A DHDなど様々な課題をかかえる子どもの増加を考えても、優先度が高い施策です。

⑧ 道徳教育は、国民の価値観の形成に深くかかわり、国家が特に介入してはならない分野です。国が「心のノート」を作成することは間違いです。しかもその内容は、今日のモラルの根底にすえるべき基本的な人権が欠落し、特定の心術を刷り込むというもので、道徳にも有害です。

⑨ 国旗国歌法は国の公式行事での「日の丸・君が代」使用を定めた上で、国民への強制は許されません。「日の丸・君が代」は、戦前の侵略戦争のシンボルですからなおさらです。学校での強制は、民主主義を伝えるべき場での思想良心の自由の侵害であり、教育に必要な自主性を奪うもので、許されません。

⑩ バウチャー制度はもとより、新自由主義の経済学者が、公立学校に市場原理を導入し、教育予算を削減するための政策として提唱したものです。公教育は、市場原理ではなく、すべての子どもの成長発達の保障という公共性の原理によって運営されるべきです。

⑪ 新しい国会で廃止させます。教員免許更新制は、教育の専門職である教員に必要な身分保障を弱め、教員統制をつよめるものです。制度的にも更新講習が十分に開講される保障がない、内容も教員の必要とマッチする保障がないなど、「欠陥商品」です。

⑫ 国連・子どもの権利委員会が「極度に競争的」と指摘した日本の教育制度の頂点に、大学入試があります。学部学科ごとの一点差の入試、〇×式のセンター入試、受験科目の軽量化など問題は山積です。高校以下の教育を歪めないことを眼目に、ヨーロッパ的な資格試験の方向で、国民的議論を経て、改革すべきだと思います。

⑬ 高等教育予算をOECD平均を目標に抜本的に引き上げます。とくに、国立大運営交付金、私立大一般助成などの基礎的予算、学生の学費負担の軽減を重視します。

社民党

① 子ども一人ひとりを個性を持ったかけがえのない平等な存在として受け止め、健やかに成長できる環境をつくること、憲法・旧教育基本法・子どもの権利条約を貫く「子どもの最善の利益」を実現することであり、教育の目的だと考えています。

② 親の経済力や幼少期の生育環境等によって、人生のスタートライン以前の段階から大きな格差が生じており、世代を超えた格差の固定化がすすんでいます。社民党は、すべての子どもたちに公平な学習の機会を保障するための教育改革の実現を目指します。

③ 教育基本法の「改正」をはじめとするこの間の「教育改革」は、教育現場の競争を強め格差を広げ、同時に愛国心・道徳教育を導入し、教職員に対する管理統制を強化するというものでした。旧教育基本法が、教育の目標を一人ひとりの価値を大切に「人格の完成」に置き、そのための国の責任を指し示してきたことと正反対への「改革」であったと考えています。

④ 子どもたちが地域でゆっくり育つ時間・場所を保障するための保育一元化（幼稚園と保育園の機能の一元化）が重要です。06年に根拠法が施行される「認定こども園」制度の施行状況をチェックしながら補強、修正を求めています。

⑤ 学校は競争するためでなく、友達をつくり、学ぶ楽しさを知る場所であるべきです。学習指導要領は大綱的基準ととらえ、子どもたちによる自治活動の取り組みを強化し、自治体・学校・保護者・地域住民などの創意工夫で運営できる学校を

目指します。全員に対する調査による全国学力・学習状況調査はサンプル調査にあらためるべきだと考えます。

⑥ 特に問題とは考えておりません。

⑦ 学級生徒数は20人以下を目指します。当面は、30人以下学級の早期完全達成をはかります。

⑧ 「心のノート」は一定の教育価値を方向づける内容のものであり、文部科学省が人の心に関わる道徳教育の教材として作成・発行し一律に配布することは思想・良心の自由を侵すおそれが強く許されないと考えております。さらに教育行政上も問題であり、補助教材使用の自由原則や教育に関する地方自治の原則を逸脱するものと言わざるをえません。

⑨ 国旗・国歌の取り扱い方を教職員・子どもに強制することは、思想・良心の自由を侵害するものであり、許されないことだと考えております。

⑩ 教育に地域格差をもたらすことにつながる義務教育費国庫負担制度の廃止に反対し、2006年に3分の1に引き下げられた国庫の負担率を2分の1に引き上げます。また早期に、高校の入学金・授業料の無償化をはかります。現在、議論されている形のバウチャー制度には反対です。

⑪ 教員の適格性、専門性は養成、採用、研修、人事制度と一体として確保すべきであり、教職員の負担を増すだけの教員免許更新制度は廃止します。初任者研修制度を廃止し、教職員が自らの判断で研修を受けられるよう研修内容を見直します。一定期間ごとの長期研修休暇制度の導入を検討します。

⑫ 現在の学歴社会のあり方は、決して好ましいものではありません。どこでも誰でも学べる機会を保障できるよう制度改革に取り組みます。やる気のある人が常にやり直すことができる、多様な選択肢のある社会を目指します。

⑬ 国際人権規約A規約の高等教育無償化条項の「留保」を撤回し、無償化を目指す姿勢を明確にします。また、高等教育への財政支出を現行のGDP0.5%から、1%水準への増額を目指します。返還義務のない給費奨学金、無利子奨学金の拡充をはかり、選考基準については経済的条件のみとする改善も行なうなど、奨学金・育英制度を充実させます。

国民新党

① 現行教育基本法の「教育の目的」が国民新党の教育の目的になるのかは別として、教育の目的を普遍的に表すことにおいて優れた内容であると考えます。

② 日本は、経済効率優先の政策により、国民の格差が広まり、経済的余裕のない人や家庭が増え、消費・企業業績が下降し、結果として国家財政・家計収入も厳しくなるというマイナス循環におちいつていると言えます。現在の子どもたちは大人と同様に、現状について不満・不信感が強く、未来に希望がもてない状況に置かれています。もし親の所得格差が子どもの教育格差と所得格差に連鎖することになれば、明るい日本の展望が開けるはずがありません。政府は希望ある国家ビジョンとその政策プランを国民に示し元気を与える必要があります。国民新党は、まず全ての国民が安心と安全を取り戻し、再び世界から目標とされる国家「日本」の復活を目指します。そして選挙公約の中に、教育予算の大幅増（国公立）高校の無料化・私学助成の増額・奨学金制度の充実を上げております。百年に一度といわれる経済危機の時こそ、大切な「教育」について問い直すべきであり、国民新党は、教育は未来への先行投資であるという考えのもとに、教育改革に全力で取り組んでいく考えです。

③ 小泉改革は格差社会を拡大したため、所得階層の分極化が進み、深刻な問題をひき起こしています。今こそ、「国家百年の計」たる教育が、明日の我が国の活力を生み出す源

泉となるよう、再構築を図る必要があります。

④ 子育て支援を先行投資に位置づけ、児童手当の大幅な引き上げ及び支給期間の延長を図るべきと考えます。

⑤ 国民新党は、ゆとり教育を抜本的に見直し、人間力を鍛える教育および基礎教育の充実を図るべきと考えます。かつての受験競争の弊害を再現することがあってはなりません。適切・適度な学力調査を行うことには賛同します。

⑥ 子どもの体力調査は子どもたちの成長を確認してもらうという配慮の中で調査が行われていると考えます。自己の体力を知り、得意／不得意な運動を把握できた子どもたちは、そこからさらなる成長を目指すことができると考えます。

⑦ 先進国並みの教育費を確保するとともに、教員数を大幅に増やし、きめ細やかな学校教育を展開すべきと考えます。

⑧ 学校教育において、時代に見合った道徳教育を充実し、公共の精神の涵養を図るとともに、伝統文化に接する機会を増やし、国民意識・愛郷心の育成を目指すべきと考えます。

⑨ 子どもたちが日本人として国旗・国歌は大切だと思えるような学校教育をすべきであると考えます。国際社会において自国に誇りを持たない国はありません。日本人が真の国際人として活躍していくためにも、国を愛する心を養うべきであり、国歌・国旗をあらゆる学校での式典で取り扱うことは当然のことと考えます。

⑩ 冷戦終結後、世界をリードした市場原理主義的な価値観はあらゆる国と分野で破綻をきたしました。日本においてもそれを継承する構造改革路線が自公現政権の中でも転換を迫られている状況であり、教育界への市場原理導入となるこの制度については、極めて慎重に取り扱うべきと考えます。

⑪ 医師をはじめとする医療関係者らについて、免許更新が一般化されていない現状から見て、教員についてのみ免許更新を強いることには反対です。教員の生徒に対する影響の大きさから考えて、教育研修の充実を求めます。

⑫ 受験競争の弊害は改善されるべきです。しかし、いまは大学教育そのものを問い直す必要があると考えます。天然資源に乏しい国が生き抜いていくためには、まさに「教育立国」が重要であり、この伝統をしっかりと守り抜いていかなければならないと考えます。今後の教育改革は、子ども一人ひとりの個性と能力を早期に見出し開花させてあげる方向により一層進められるべきと考えます。

⑬ 教育再生のための施策として、奨学金制度においては返還義務のない奨学金の導入などを充実させる／財政措置、税制の見直しや寄附行為の推進などの施策を講じる／自宅外通学者には「仕送り減税」を創設し、家計が「仕送り」を送りやすくするとともに、生活費に困らなくなった学生がその本分たる学業に専念できるようにする／教育予算を大幅に増やし、高校の無料化や国立大学の授業料引き下げなど大胆な政策を実施することにより、教育における「機会の平等」を確保し、全体の底上げを図る。私学助成の増額などを図ることにより、学業に関わる経済的負担を軽減する——をと考えています。